



台風第11号に係る 鳥取県災害警戒連絡会議

【日時】 平成26年8月8日（金）15：40～16：00

【場所】 災害対策本部室（県庁第2庁舎3階）等

【参加者】 *総合事務所等TV会議での参加者を含む

知事・副知事・統轄監・危機管理局・未来づくり推進局・総務部・地域振興部・文化観光スポーツ局・福祉保健部・生活環境部・商工労働部・農林水産部・県土整備部・企業局・病院局・教育委員会・警察本部・東部振興監・中部総合事務所・西部総合事務所・日野振興センター

目的

◆台風第11号の鳥取県への接近に伴い、台風に関する情報の共有、市町村・県民への注意喚起及び警戒・即応体制の確保を図る。

次第

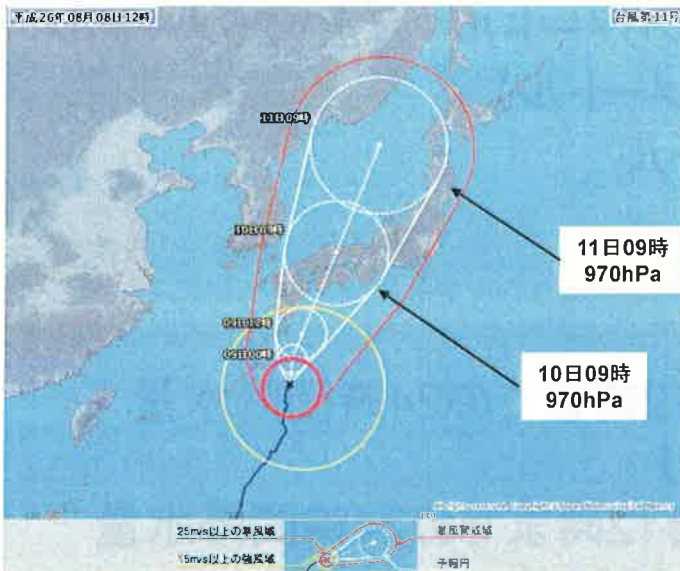
◆知事挨拶

- 1 台風の現況及び今後の予測等
- 2 市町村・県民への注意喚起
 - (1)市町村への注意喚起
 - (2)県民への注意喚起等
- 3 警戒・即応体制の確保
 - (1)県の体制
 - (2)各部局等の対応
- 4 参考

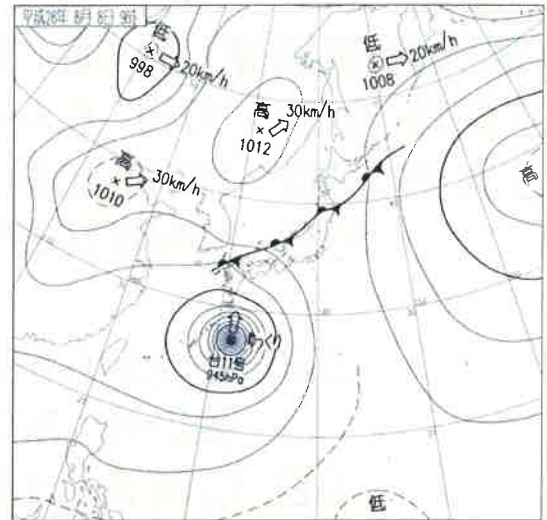
関係省庁災害対策会議「確認事項」(H26.8.6)

1 台風の現況及び今後の予測等

平成26年8月8日12時



台風経路図



9時速報天気図

台風の中心が予報円に入る確率は70%です。

※台風第11号は奄美大島の東南東海上を北に進み、中国地方を縦断する可能性が高い見込み。

直近の台風位置や暴風警戒域等は、気象庁HPをご利用下さい
<http://www.jma.go.jp/jp/typh/>

今回の台風第11号の今後の見通し

1) 台風の進路、大雨の時期及びピーク等

- 台風第11号は、8日(金)12時現在、強い勢力のまま、奄美大島の東南東海上を北へ進んでいます。
- 日本海の前線に向かって、台風からの暖かく湿った空気が流れ込むため、台風接近前から雨が続き、特に10日(日)は台風本体の雨雲により非常に激しい雨の降るおそれがあります。降水が長引き、5日からの雨により地盤が緩んでいます。土砂災害、低地の浸水や河川の増水に注意・警戒が必要です。
- 予報円の中心を通った場合、鳥取県は9日(土)昼過ぎに強風域、10日(日)明け方には暴風域に入り、10日(日)昼間前には鳥取県に最も接近する見込です。

2) 鳥取県の量的予報 (台風が中央コースを通った場合)

○暴風 9日～10日 陸上 20メートル 海上 25メートル
(最大瞬間風速 陸・海 35メートル)

○高波 9日～10日 6メートル

○大雨 9日 1時間40ミリ

10日 1時間70ミリ

8日 12時から9日12時までの24時間降水量
多い所150ミリ

9日 12時から10日12時までの24時間降水量
多い所200～300ミリ

その後も降水量は増える見込み

3) 高潮・高波

・高潮は、台風が西側コースを通り日本海を北上する場合に高くなり、北緯40度付近で最大値が出現する傾向があるため、11日(月)明け方の大潮の満潮時を中心に留意してください。

・ 境港の満潮時刻は次のとおりです。

9日(土) 2時00分、12時28分

10日(日) 2時38分、13時27分

11日(月) 3時15分、14時25分

12日(火) 3時52分、15時21分

<防災事項>

暴風、高波、土砂災害、低地の浸水、河川の増水、落雷、突風

(2) 県民への注意喚起等

◆市町村は防災行政無線等を活用、県はホームページ等を活用して県民に注意喚起

- ・気象注・警報等TVやラジオ等から最新情報を入手するよう心がけること
- ・家の周りを点検し、飛散する可能性のあるものを屋内にしまうか、固定すること
- ・最新の情報を入手するよう心がけ、状況が悪化した場合は不要不急な外出はひかえること
- ・非常持ち出し品の準備、避難場所等の確認
- ・避難準備情報が発出されたら要支援者等は避難行動を開始すること
- ・避難勧告・指示が発出されたら、あわてず速やかに避難し、身近に危険を感じたら早めに自主避難すること

(2) 県民への注意喚起等

- ・水稻の風水害・塩害対策、なし・リンゴの風害対策、ビニールハウスの補強等強風対策の徹底
- ・農地・ため池の見巡り等は安全が確認された後に実施し、人命最優先、2次被害防止徹底
- ・漁業関係者の安全確保、漁船・漁具、漁港・海岸保全施設、漁業用施設等における防災措置の徹底
- ・大潮による県内湖沼の樋門操作の適切な対応
- ・工事看板、足場の固定
- ・建設資材等の保管(飛び散らない措置の確認)
- ・クレーン、杭打ち機等の転倒等の防止
- ・市町村教育委員会、各学校へ、部活等での出校時の児童生徒等の安全確保及び施設の安全確保等に万全を期すことを伝達

3 警戒・即応体制の確保 (1) 県の体制

◆ 災害対策本部：非常体制Ⅰ・Ⅱ（全職員）

被害甚大な場合等に移行する。

* 非常体制Ⅰでも、事務局応援職員を参集する場合あり

◆ 災害警戒本部：警戒体制Ⅱ

* 8月8日 13時40分に災害警戒本部（警戒体制Ⅱ）を設置

（13時40分大山町、14時10分琴浦町に土砂災害警戒情報）

* 危機管理局OBを事務局応援職員として予め指定

◆ その他

* 8月8日 正午過ぎに災害情報システムを立ち上げた。

(2) 各部局等の対応

◆ 県民等への情報提供（危機管理局、関係部局等）

とりネット、あんしんトリピーメール、とりったー、公共情報commons等により台風関連の情報を適時的確に県民等へ情報提供

◆ 中国・四国各県の情報共有と必要な場合の迅速的確な支援

◆ 各部局等

① 水防関連

② 農林・水産関連

③ 教育関連（学校、若鳥丸）

④ 交通関連（公共交通機関、アジアナ、DBS）など

4 参考

【平成26年台風第11号接近に伴う総理指示】

(平成26年8月8日11時00分)

- 1 大雨、暴風、高波等に関する情報提供を国民に対し、適時的確に行うこと
- 2 関係省庁が緊密に連携し、住民の避難支援等の事前対策に万全を期すこと
- 3 政府の総力を挙げて、災害応急対策に万全を尽くすこと